

共済募集指針

相愛信用組合

当組合は、以下の「共済募集指針」に基づき、適正な共済募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受共済組合名をお知らせするとともに、共済契約を引受け、共済金等をお支払いするのは共済組合であること、その他引受共済組合が破綻した場合等の共済契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い共済商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う共済契約につきましては、法令等により、以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲に制限が課せられています。なお、当組合の組合員の方につきましては、下記の募集制限に該当いたしません。
 - (1) 共済契約者・被共済者になる方が下記のいずれかに該当する場合、共済商品をお取扱いできません。
 - 当組合から事業性資金の融資を受けている法人、その代表者、個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます。）
 - 常時使用する従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) お客さまが当組合への事業者性資金の融資申込期間中の場合、共済商品をお取扱いできません。
- 当組合は、ご契約いただいた共済契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受共済組合所定のご連絡窓口へのご案内、または共済組合と連携してご対応させていただくこともあります。
- 当組合は、共済募集時の面談内容等を記録し、共済期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

共済契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

相愛信用組合 電話番号：0120-25-2318（フリーダイヤル）

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

以上